

# 図書類に関する規制

## 有害図書類の販売等の制限【第21条】

- 知事は、青少年の健全育成を図るため必要があると認めるときは、有害図書類として指定することができます。
- 個別指定の規定にかかわらず、一定基準の性的表現の内容及び分量を有すると図書類は、包括的に有害図書類とみなされます。
- 図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類を青少年に販売したり、貸し付けたり、閲覧させたりしてはいけません。

罰則

違反した者は、30万円以下の罰金

有害図書類とは、図書類（書籍、雑誌、写真、ビデオテープ、CD-ROM、DVD等）で、

- ①知事により青少年に有害であると指定されたもの（個別指定）
- ②一定の基準を超える内容及び分量の性表現を有するもの（包括指定）

①個別指定（知事による指定）  
青少年の性的感情を刺激、粗暴性や残虐性を助長するような図書類

指定

有害図書類

該当

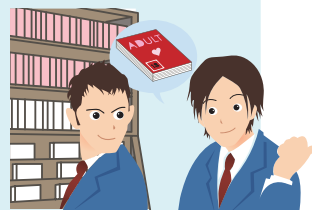
②包括指定  
一定基準に該当する図書類が有害図書類とみなされますので、事業者のみなさまが青少年への販売等について判断する必要があります。

【包括指定の基準】

- ・書籍又は雑誌等で、卑わいな姿態等の写真を掲載したもの（1ページの紙面に部分的に掲載されたものも含まれます。）
- ・書籍又は雑誌等で、卑わいな姿態等の絵を掲載するページが10以上またはページの総数の10分の1以上であるもの
- ・ビデオテープ、CD-ROM、DVD等で卑わいな姿態等の描写の時間が合計3分以上又は場面の数が10以上であるもの

卑わいな姿態等とは、

- 全裸、半裸、又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの
    - ・陰部の部位を誇示し、又は露出した姿態
    - ・自慰の姿態
    - ・愛撫の姿態
    - ・排泄の姿態
    - ・緊縛の姿態
  - 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
    - ・男女の性交
    - ・不同意性交等その他の陵辱行為
    - ・同性間の性行為
    - ・変態性欲に基づく性行為
- ※陰部を明らかに連想させるように陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む



## 有害図書類の区分陳列等【第21条の2】

- 図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類を他の図書類と区分して、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければなりません。

※「容易に監視できる状態にない例」壁や陳列棚が障害となり見通しが悪い、ビデオカメラ等で監視している等

- 図書類の販売又は貸付けを業とする方は、有害図書類の陳列の場所に見えやすいように、青少年に販売したり、閲覧させたりすることが禁止されている旨の掲示をしなければなりません。

※掲示の一例  
（よく見える大きさの文字を使用する）

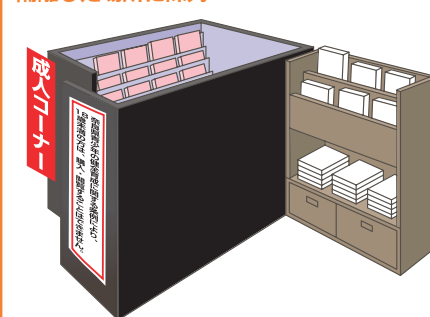


**成人コーナー**  
奈良県青少年の健全育成に関する条例により、  
18歳未満の方は、購入・閲覧することはできません。

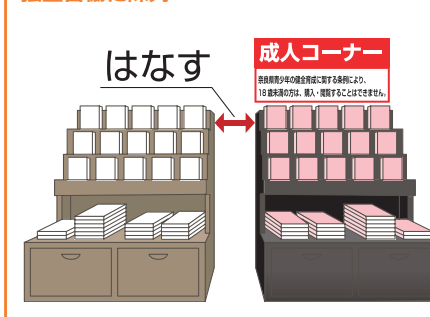
- 図書類の販売又は貸付けを業とする方が有害図書類を陳列している場合において、区分陳列がなされていない場合には、必要な指示又は勧告を行います。

### 区分陳列の例

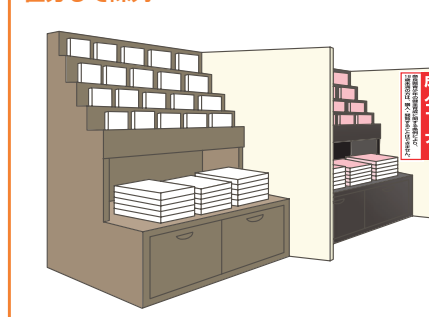
部屋、間仕切り、ついたて等で  
隔離した場所に陳列



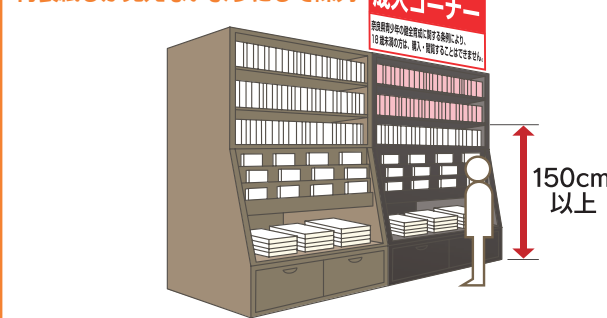
一般の図書類の陳列から離れた  
独立書棚に陳列



陳列棚を仕切り板等で  
区分して陳列



おおむね高さ150cm以上の場所に  
背表紙しか見えないようにして陳列



レジ等の近くの場所にまとめて陳列

